

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

ページ

○特定非営利活動法人の設立の認証申請	(NPO活動促進室)	一
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(同)	一
○貸金業者の登録の取消し	(商工経営支援課)	一
○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立	(水産業振興課)	二
○土地収用法に基づく事業の認定	(用地課)	二
○道路の区域変更(三件)	(道路課)	三
○道路の供用開始	(同)	四
公 告		
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(情報システム課)	四
教育委員会		
○教育委員会定例会の開催		六
選挙管理委員会		
○地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数		七
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数		七

告 示

○宮城県告示第百八十号
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十一年三月十日

特定非営利活動法人の名称

セカンドフード

宮城県知事 村 井 嘉 浩

代表者の氏名

葛野 晃一

主たる事務所の所在地

仙台市青葉区一番町二丁目八番十八号仙台中央ビル七階

定款に記載された目的

この法人は、幼児、高齢者、要支援生活者及び社会福祉施設及び無償で食事提供をしている非営利団体等に対して、余剰食品、余剰衣料等の分配などの支援事業を行うとともに、資源の有効利用を促進し、地域住民の生活の向上や明るく豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

申請のあった年月日

平成二十一年二月二十三日

宮城県告示第百八十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十一年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称

水環境ネット東北

代表者の氏名

新川 達郎

主たる事務所の所在地

仙台市青葉区本町二丁目十四番二十六号保坂ビル三〇三

定款に記載された目的

この法人は、水環境に関わる幅広い市民(産・官・学・野)の交流を通して、水環境の保全と創造を図り、持続可能な社会の形成に資することを目的とする。

申請のあった年月日

平成二十一年二月二十五日

宮城県告示第百八十二号

次の貸金業者について、貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二十四条の六の五第一項第一号の規定により、平成二十一年三月三日貸金業者の登録を取り消した。

平成二十一年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	登録番号	登録年月日
--------	--------	------------	------	-------

ツクレストキヤ	任 吉 藤 (豊川吉一)	仙台市青葉区一番町二丁目 二番一号I K Iビル三階	宮城県知事(一) 第〇二二五六号	平成十九年 二月十四日
---------	-----------------	-------------------------------	---------------------	----------------

○宮城県告示第百八十三号
漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、雄勝町雄勝湾加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認めらる。

平成二十一年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第百八十四号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号、以下「法」という。)第二十條の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十一年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 起業者の名称 丸森町

二 事業の種類 (仮称) 館矢間コミュニティセンター整備事業及びこれに伴う附帯事業

三 起業地

1 収用の部分 宮城県伊具郡丸森町館矢間館山字玉川、字大門及び字北妻地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

次のとおり、法第二十条各号に規定する要件を充足するものと認められる。

1 第一号要件 本件事業のうち、(仮称)館矢間コミュニティセンター整備事業(以下「本件事業」という。)は地方公共団体(丸森町)が設置する広場その他公共の用に供する施設に関する事業であり、土地収用法第三十三条第三十二号に該当する。

また、本件事業の施行に伴い附帯工事として行う(仮称)館矢間コミュニティセンターへの進入通路の設置工事は法第三十三条第三十五号に該当する。

したがって、本件事業は法第二十条第一号の要件を充足するものと認められる。

2 第二号要件 本件事業の起業者である丸森町は、本件事業の事業計画を丸森町後期過疎地域自立促進計画の新規事業として平成十八年七月五日の町議会で、予算を平成二十年九月十八日の町議会でそれぞれ承認を得ており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると判断されることから、本件事業は法第二十条第二号の要件を充足する

3 第三号要件

ものと認められる。

(一) 本件事業の施行により得られる公共の利益について

丸森町では、平成十七年度に「第四次丸森町長期総合計画」を策定し、「協働のまちづくり」を基本理念の筆頭に掲げ、「町民の主体的な活動と交流の母体となるしくみづくり」を進めている。このため、町では、小学校区単位に組織された住民自治組織が中心となって地域住民がそれぞれの地域の特色を活かした地域活動に積極的に取り組むことができるように、活動の拠点となっている各地区公民館の機能充実を図り、地方自治法に基づくコミュニティセンターに改編することとしている。

本件事業の対象地区である館矢間地区では、館矢間公民館を活動拠点に平成十九年三月に設立された住民自治組織である館矢間地区協議会が中心となって、地域の特色を活かした地域活動を進めているが、館矢間公民館は手狭な上、昭和四十六年度建設で築後三十八年が経過し老朽化が進んでいるため、社会教育活動や地域活動なども十分に行えない実情にあり、とくに、高齢者などが中心に行っているゲートボールを始め、若い世代まで幅広く普及してきているペタンクやグラウンドゴルフなどのニユースポーツを行うためには他地区の施設を借りざるを得ない状況にある。

地域住民の主体的活動による住民自治の醸成とスポーツや文化活動を通じての活力あるコミュニティの醸成を図るためには、地域住民が積極的に地域活動に取り組めるよう必要な機能や規模を有する施設を早急に整備する必要に迫られている。

しかしながら、現在の館矢間公民館は施設の老朽化が進んでいる上、館矢間小学校が隣接し増築に必要な敷地の拡張も難しく、現在地での施設の新設は望めないことから、新たな場所(丸森町館矢間館山字玉川、字大門及び字北妻地内)に、鉄骨平屋建のコミュニティセンターのほか、倉庫、駐車場、多目的広場を移転建設することを計画したものである。とくに、この地区は住宅が散在しているため、参加者のほとんどは車で来場しているが、駐車場が少なく公民館の敷地外の館矢間小学校敷地や路上に駐車するなど、好ましい状況ではないことから新たに九十九台収容できる駐車場を整備することとしたものである。

(仮称)館矢間コミュニティセンターが完成すると、従来公民館では開催できなかった地域の代表的イベントである早苗振(さなぶり)大会や、地域ボランティアによる読み聞かせなどの社会教育活動が活発化することが見込まれている。さらに、多目的広場と収容台数九十九台の駐車場施設が完備されると、交通手段等の問題から参加が難しかった高齢者なども気軽に参加できるようになり、地域の個性ある活動が活発化するとともに高齢者から子どもまで幅広い

年代の交流が活発化し、町民の文化及び福祉の増進並びに地域コミュニティの醸成に貢献するものと認められる。

なお、本件事業における環境影響評価については、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び宮城県環境影響評価条例（平成十年宮城県条例第九号）に定める対象事業の要件を満たしていないため、これらに基づく環境影響評価は実施していない。

起業地周辺には民家が点在していることから、工事施工にあたっては騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）に定める規制基準を遵守するほか、安全に十分配慮した工事施工を実施することで、周辺環境に与える影響は極めて少ないものと判断される。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいと認められる。

(二) 本件事業の施行により失われる利益について
前記のとおり本件事業における環境影響評価は実施していないが、本件事業により改変される起業地と近接し、土地の形状や利用形態も類似する舘矢間地区において、宮城県が国道百十三号舘矢間バイパス工事で実施した環境影響評価でヤハズエンドウなどの貴重な動植物が確認されていることから、起業地にも同様の動植物が生息するものと類推されている。これらのことから、当環境影響評価で示された対策（重要な種の移植などの環境保全措置）と同様の対策を実施することにより、貴重な動植物に与える影響については、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られるものと判断される。

本事業地内の土地には、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）による埋蔵文化財包蔵地は存在しない。
したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性について
本体事業の起業地は、地域住民の交通便利性、周辺の環境、工事費等の経済的条件等を考慮して選定された三候補地の比較検討を経て決定されており、申請案が合理的なものと判断される。
また、附帯事業である進入通路は、潰地面積の規模、公道からの距離などを考慮して選定された三ルートについて比較検討のうえ決定されたものであり、申請案が最も合理的であると判断される。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると判断される。

(四) 比較衡量について
(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると判断されるとともに、(三)で述べた

とおり本件事業の起業地は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと判断されることから、法第二十条第三号の要件を充足するものと認められる。

4 第四号要件

(一) 本件事業を早期に施行する必要性について

3 (一)で述べたように、本件事業の完成により従来公民館では開催できなかった活動が行えるなどの理由から、早期にコミュニティセンターの整備を行う必要があると判断される。

さらに、本件事業の対象地区である舘矢間地区の住民自治組織である舘矢間地区協議会から「コミュニティセンター」の整備促進を強く要望されている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性について
本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。また、収用の範囲は、恒久的に設置される施設の用に供する起業地の範囲にとどめられていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると判断されるため、法第二十条第四号の要件を充足するものと認められる。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

丸森町役場（しあわせのまちづくり推進課）

○宮城県告示第百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年三月十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 半田山下線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	
	前	後
角田市藤田字目角田九五番七地先から	一六・六 七五・〇	敷地の幅員 （メートル） 敷地の延長 （メートル） 九八一・〇

同市藤田字仙石二四番一地先まで	
後	一六・二 七五・〇
前	九八一・〇

○宮城県告示第百八十六号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年三月十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成二十一年三月十日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 丸森柴田線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
	前	一七・〇 四三三・〇	一、七〇六・〇
変更の区間	後	一七・〇 一三三三・〇	一、七〇六・〇

○宮城県告示第百八十七号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。
 その関係図面は、平成二十一年三月十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成二十一年三月十日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 丸森柴田線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
-------	-------	-------------	-------------

角田市枝野字北大坊三番地先から 同市枝野字北島八九番一地先まで	
後	一八・〇 三三三・〇
前	一五八・〇

○宮城県告示第百八十八号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年三月十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成二十一年三月十日

種道路類の	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	丸森柴田線	角田市枝野字北大坊三番地先から 同市枝野字北島八九番一地先まで	平成二十一年 三月十日

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
 平成二十一年三月十日

- 一 入札に付する事項
 - 1 調達案件及び数量 総合情報ネットワーク運用保守業務 一式
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 委託期間 平成二十一年五月一日から平成二十四年四月三十日まで
 - 4 履行場所 宮城県庁舎（仙台市青葉区本町三丁目八番一号）他

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
 入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。
- 3 2以外の者で開札時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第一条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第一条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

7 公告の日から開札の日までの間に宮城県において指名停止の措置を講じられていない者であること。

8 入札に参加する単独企業、又は企業連合の代表構成員は、入札参加資格申請時点で次に掲げるすべての事項を満たさなければならない。

(一) ITサービスマネジメント「ISO20000」を取得していること。

(二) 過去五年以内に国、都道府県及び政令市規模以上の地方公共団体でネットワークの運用保守実績を有していること。

9 入札に参加する単独企業又は企業連合は、入札参加資格申請時点で次に掲げるすべての事項を満たさなければならない。また、企業連合を構成する企業は、入札参加資格申請時点で次に掲げる事項のいずれかに該当する者でなければならない。

(一) マイクロソフト社とMicrosoft Partner Advantage 契約を締結し、必要に応じてマイクrosoft社の支援を受けられること。

(二) シスコシステムズ社認定資格（CCIE）の有資格者を雇用し本委託業務を支援する体制を構築できること。

(三) シスコシステムズ社の Master UC Specialization を取得している一次店（以下「サポート一次店」という。）である者、又はサポート一次店の支援が受けられることを証することができること。ただし、本委託業務に関する支援が必要となつた場合一時間以内に宮城県庁舎内統制席で人的支援を実施できること。

10 企業連合の構成員が他の企業連合の構成員として、又は単独により本人札に参加していないこと。

11 当該調達案件に係る入札説明書及び仕様書の原本の交付を受けていること。

12 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

三 物品調達に係る競争入札参加資格申請場所 競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班（千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一 電話〇二二・二二二・三三三三）へ平成二十一年三月二十七日（金）正午までに申請すること。

四 入札説明書の交付場所等

<p>1 入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先 千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県企画部情報システム課ネットワーク管理班(担当 目黒 由幸 電話〇二・二二一・二四七五)</p> <p>2 入札説明書の交付期限 平成二十一年三月二十七日(金)正午まで</p> <p>3 入札者に求められる義務 この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を平成二十一年三月二十七日(月)正午までに1の場所に提出すること。 なお、提出された書類は、返却しない。</p> <p>4 入札書の提出場所等</p> <p>(一) 日時 平成二十一年四月九日(木)午後五時まで</p> <p>(二) 場所 1に同じ。</p> <p>(三) 郵送による場合は、(一)の日時までに簡易書留郵便にて到達すること。 ただし、入札書を持参する場合は、5の入札執行の場所及び日時までとする。</p> <p>5 入札執行の日時及び場所</p> <p>(一) 日時 平成二十一年四月十日(金)午後二時</p> <p>(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁行政庁舎六階企画部会議室</p> <p>五 入札に参加することができない者</p> <p>1 二に定める資格を有しない者</p> <p>2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者</p> <p>六 その他</p> <p>1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。</p> <p>3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者とした入札は無効とする。</p> <p>4 入札金額の記載方法 入札説明書による。</p> <p>5 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。</p> <p>6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無</p> <p>7 契約書作成の要否 要</p>	<p>8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。</p> <p>9 この入札に係る調達案件は、地方自治法及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件については翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。</p> <p>10 詳細は入札説明書による。</p> <p>七 概要</p> <p>Summary</p> <p>1 Item(s)/Service(s) Required : Maintenance and operation of the General Information Network-1 set</p> <p>2 Contract Period : May 1, 2009 to April 30, 2012</p> <p>3 Place of Delivery : Miyagi Prefectural Government Office and other locations</p> <p>4 Deadline for Bid Submission : April 9, 2009, 5 p.m.</p> <p>5 Place and Time of Bid Selection : April 10, 2009, 2 p.m., Miyagi Prefectural Office building, 6th Floor, Policy Planning Department Meeting Room</p> <p>6 Contact Person : Yoshiyuki Meguro (Contact Person), Network Management Section, Information System Division, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, Japan. Tel.: 022-211-2475</p>
<p>○宮城県教育委員会告示第十号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。 なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。 平成二十一年三月十日 宮城県教育委員会 委員長 大 村 虔 一</p> <p>一 日時 平成二十一年三月十七日 午後三時</p> <p>二 場所 教育委員会会議室</p> <p>三 事件</p> <p>1 教育功績者表彰について</p> <p>2 宮城県指導力不足等教員審査委員会委員の人事について</p>	<p>教育委員会</p>

- 3 平成二十一年度教科用図書選定審議会委員及び専門委員の人事について
- 4 宮城県美術協議会美術品収集専門部会委員の人事について
- 5 職員の仕事について

- 6 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について
- 7 教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について

- 8 県費負担教職員の任免等の内申に関する規則の一部改正について

- 9 宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部改正について

- 10 教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則について

- 11 教育職員の免許状に関する規則の一部改正について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

- 1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。
- 2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二・二二一・三六一一）

選挙管理委員会

〇宮選管告示第三十一号

平成二十一年三月二日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十一年三月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤健一

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

三八、一六四

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

三八四、六九四

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青葉選挙区 七五、一三七 岩沼選挙区 一一、七九九

宮城野選挙区 四九、六一九 登米選挙区 二四、〇六一

若林選挙区 三四、七七八 栗原選挙区 二二、〇八〇

太白選挙区 五九、〇九九 東松島選挙区 一一、六六〇

泉選挙区 五六、一〇五 大崎選挙区 三七、一二六

石巻・牡鹿選挙区 四八、三二〇 柴田選挙区 二二、二〇二

塩釜選挙区 一六、一九三 亘理選挙区 一四、五四八

気仙沼選挙区 一七、九二六 宮城選挙区 一三、〇八九

白石・刈田選挙区 一四、八七八 黒川選挙区 二二、一四四

名取選挙区 一八、五三七 加美選挙区 九、四九九

角田・伊具選挙区 一三、五四六 遠田選挙区 一一、二八三

多賀城・七ヶ浜選挙区 二二、三七二 本吉選挙区 八、〇六三

〇宮選管告示第三十二号

平成二十一年三月二日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十一年三月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤健一

三八四、六九四